

§ 5 掛金等に係る手続き

§ 5の1 掛金（保険料）・負担金の概要

《共済組合》

1 費用負担の原則と負担割合

共済組合の事業に要する費用は、組合員と、事業主である地方公共団体等が負担することになります。費用の負担割合は、次のとおりです。

		組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担		
共 済 組 合	短期給付に 要する費用	短期給付	1 / 2	1 / 2		
		福祉事業	1 / 2	1 / 2		
		介護保険	1 / 2	1 / 2		
		育児・介護休業公的負担			1 / 1	
	長期給付に 要する費用	長期給付	基礎年金	1 / 4	1 / 4	2 / 4
			厚生年金保険	1 / 2	1 / 2	
			退職等年金	1 / 2	1 / 2	
		公務による障害・遺族年金		1 / 1		
		追加費用（注）			1 / 1	
	事務費（福祉事業に係る事務を除く。）				1 / 1	

（注）追加費用とは

共済組合は、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されて以降、長期給付（年金）に必要とする資金を、共済組合員の掛金（保険料）と、使用者である地方公共団体の負担金によって積み立てていますが、施行日前の組合員期間を有する者で、施行日以後も組合員期間を有し、共済年金の受給資格を持つ者の長期給付については、資金の積み立てを行っていない施行日前の組合員期間も算定の基礎となります。このため、施行日前の組合員期間に係る長期給付の資金として必要な額を、使用者である地方公共団体に負担を求めているものです。

2 掛金（保険料）率及び負担金率

短期、長期、福祉事業及び介護保険に要する費用に充てるための掛金（保険料）率及び負担金率は、次ページの表のとおりです。

【表の見方】

※ 事業主が負担するものには網掛けを付しています。（厚生年金の保険料は組合員と事業主が折半で負担）

※ 出産に伴う掛金免除の対象となるものを太枠で囲っています。

出産に伴う掛金免除の詳細は「[§ 5](#)の1の4（4）出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金の免除」を参照してください。

組合員種別ごとの掛金(保険料)・負担金の割合等(令和5年4月現在)

(単位：千分率)

		一般・特別 組合員	短 期 組合員	職員団体 専従	共済組 合職員	任意継続 組合員	備 考	
短期	掛 金	標準報酬月額	46.6	46.6	46.6	46.6	※4	
		標準期末手当等					93.20	
	負担金	標準報酬月額	46.6	46.6	46.6	46.6	—	後期高齢者 医療保険の 被保険者は ※7
		標準期末手当等						
	育休・介護 公的負担	標準報酬月額	0.10	0.10	0.10	—	—	公立大学法 人を除く。
		標準期末手当等						
福祉 ※1	掛 金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等						
	負担金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
		標準期末手当等						
介護 ※2	掛 金	標準報酬月額	8.00	8.00	8.00	8.00	※4	
		標準期末手当等					16.00	
	負担金	標準報酬月額	8.00	8.00	8.00	8.00	—	
		標準期末手当等						
厚生 年金 ※3	保険料 4月～3月	標準報酬月額	183.00	—	183.00	183.00	—	組合員と事 業主が折半 で負担
		標準期末手当等		※5				
	基礎年金 公的負担	標準報酬月額	40.9	—	40.9	—	—	地方公共団 体が負担
		標準期末手当等						
退職等 年金	掛 金	標準報酬月額	7.5	—	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等		※6				
	負担金	標準報酬月額	7.5	—	7.5	7.5	—	
		標準期末手当等		※6				
経過的 長期	公務等給 付負担金	標準報酬月額	0.0990	—	—	0.0990	—	
		標準期末手当等		※6				
追加費用率 (標準報酬月額)			厚生年金	経過的長期	} 地方公共団体が負担			
		義務	24.7	2.2				
		その他	15.9	1.6				

※1 福祉掛金・負担金は、短期掛金・負担金と一緒に徴収しています。

※2 介護掛金・負担金は、介護保険第2号被保険者について徴収します。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員です。介護掛金・負担金の免除については「§5」の1の4(3)ウ 徴収適用除外者(免除)」を参照してください。

- ※3 70歳以上の組合員は厚生年金の被保険者資格を喪失するため、厚生年金保険料及び基礎年金公的負担は徴収しません。
- ※4 任意継続組合員については、退職時の標準報酬月額を基準に掛金を算定します。
任意継続組合員の詳細については「**§14** の4の(1)退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。
- ※5 短期組合員は、「日本年金機構」から厚生年金保険料を徴収されることとなります。
- ※6 短期組合員は公務員独自の年金制度には加入しません。そのため、退職等年金掛金及び同負担金、経過的長期負担金は徴収しません。
- ※7 後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金の標準報酬月額・標準期末手当等に対する割合は4.07（千分率）、負担金の標準報酬月額・標準期末手当等に対する割合は4.17（千分率）。（後期高齢者医療制度の被保険者とされる特別職・組合役職員についても同率）

★フルタイム再任用職員は一般組合員に含まれます

3 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金は、その月に適用される標準報酬月額を基準に算定します。標準報酬月額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

【任意継続組合員の掛金の算定】

「**§14** の4の(1)退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。

4 毎月の給与から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

(1) 掛金（保険料）・負担金の徴収期間

組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月を徴収します。

(2) 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したとき（同月得喪）の場合

退職後の健康保険および年金等の加入状況によって徴収区分が変わってきます。

詳細は、次頁以降【掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額の整理】を参照してください。

※ 次頁以降の図において

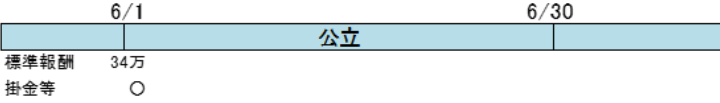
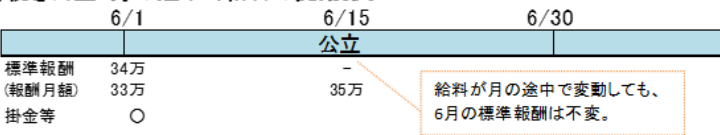
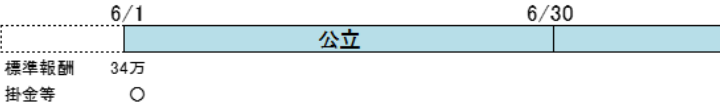
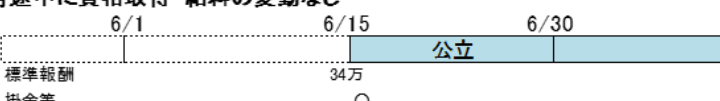
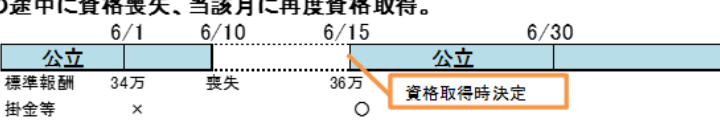
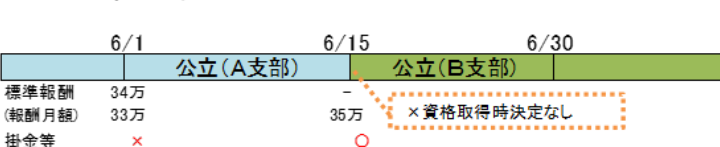
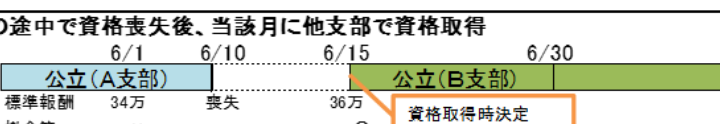
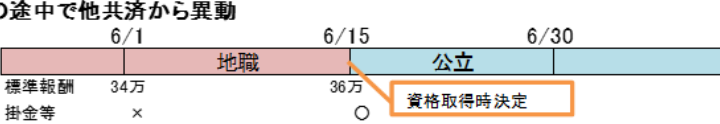
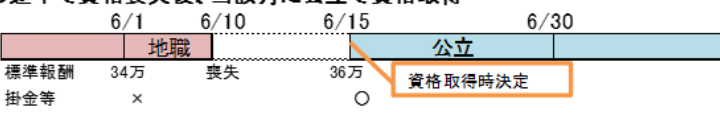

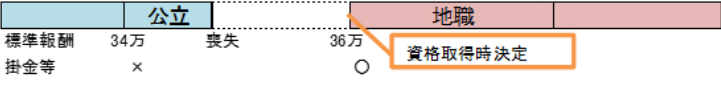
(短期) ・短期、福祉、介護掛金・負担金

(長期) ・厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、退職等年金掛金・負担金、公務等給付負担金（一部除く）



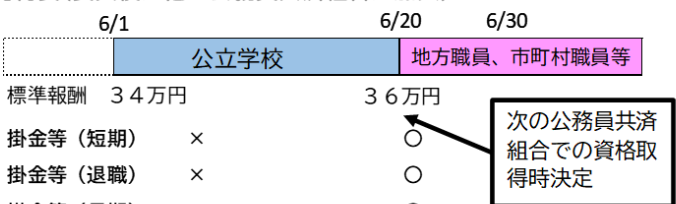
【掛金・負担金の算定基礎となる標準報酬月額 of 整理】

1 同月得喪以外

(○…徴収、×…非徴収)

	事例	掛金の標準となる標準報酬	備考
1-1	引き続き公立・給料の変動なし 	34万円	
1-2	引き続き公立・月の途中で給料の変動あり 	34万円	
1-3	当月初日に資格取得・給料の変動なし 	34万円	
1-4	当月中に資格取得・給料の変動なし 	34万円	
1-5	月の途中で資格喪失、当該月に再度資格取得。 	36万円	
2-1	月の途中で支部間異動 	34万円	※支部間異動の場合は、異動前の支部における標準報酬を引き継ぐ。 ※掛金等はB支部で徴収することが原則。
2-2	月の途中で資格喪失後、当該月に他支部で資格取得 	36万円	※掛金等はB支部で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1) ※A支部の6月の掛金は不要。(法第114条第1項)
3-1	月の途中で他共済から異動 	36万円	※掛金等は公立で徴収。(運用方針第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる標準報酬は資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1)
3-2	月の途中で資格喪失後、当該月に公立で資格取得 	36万円	※掛金等は公立で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1) ※地職の6月の掛金等は不要。(法第114条第1項)
3-3	月の途中で他共済に異動 	36万円	※掛金等は地職で徴収。(運用方針第114条関係第1項・第2項2) 掛金の標準となる標準報酬は資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1)
3-4	月の途中で資格喪失後、当該月に他共済で資格取得 	36万円	※掛金等は地職で徴収。掛金の標準となる標準報酬は、資格取得時点。(運用方針第113条関係第2項1) ※公立の6月の掛金等は不要。(法第114条第1項)

2 同月得喪

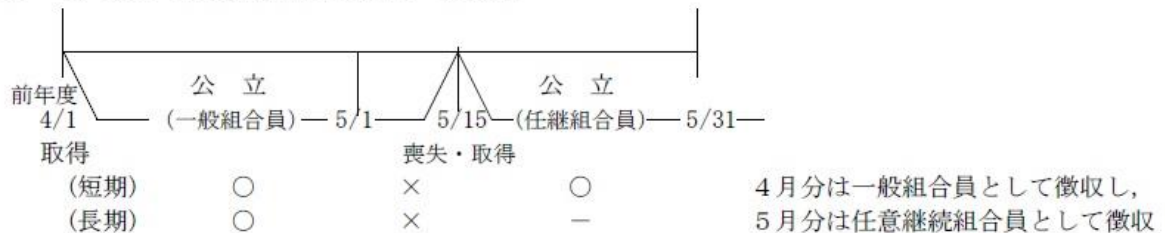
事 例		掛金の標準となる標準報酬	備 考
1-1	同月得喪(喪失後の年金制度加入なし)  標準報酬 34万円 喪失 掛金等(短期) ○ 掛金等(退職) ○ 掛金等(長期) ○	34万円	※6月は、年金算定時に公立学校共済組合の組合員期間となる。 ※他の被用者年金制度に加入しない者のうち、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は国民年金に加入となる(事例1-2参照)。
1-2	同月得喪(喪失後に国民年金、厚生年金(民間)、私学共済に加入)  標準報酬 34万円 喪失 掛金等(短期) ○ 掛金等(退職) × 掛金等(長期) ×	34万円	※退職等年金掛金について、令和4年4月分より徴収しないこととなった(令和4年3月分までは徴収する)。
1-3	同月得喪(喪失後に他の公務員共済組合に加入)  標準報酬 34万円 36万円 掛金等(短期) × ○ 掛金等(退職) × ○ 掛金等(長期) × ○	36万円	

3 その他の事例

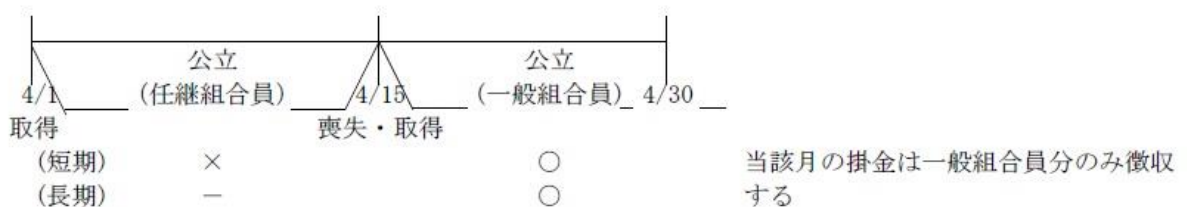
例1 一般組合員の資格を同月得喪し、当該月にさらに同月内に資格を取得した場合



例2 月の途中で任意継続組合員となった場合



例3 任意継続組合員の資格を同月得喪し、その後一般組合員になった場合



(3) 介護掛金・負担金の徴収および免除

ア 徴収対象組合員

介護保険第2号被保険者である組合員から徴収します。

※ 介護保険第2号被保険者とは、市区町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の公的医療保険の加入者をいいます。

イ 徴収の始期及び終期（下図「介護掛金徴収対象月例」参照）

- ・始期…40歳の誕生日の前日の属する月
- ・終期…組合員資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月、または、65歳の誕生日の前日の属する月の前月

ウ 徴収適用除外者（免除）

- ①国内に住所を有しなくなったとき（例：海外日本人学校への派遣、配偶者同行休業等）
- ②障害者支援施設等に入所したとき

は、介護保険第2号被保険者の資格を喪失しますので、介護掛金・負担金が免除になります。

手続きについては、「**§5**」の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」（§5-022）を参照してください。

【介護掛金徴収対象月例】（短期掛金には福祉掛金を含む）

○…徴収、×…非徴収

- ・40歳未満の人で4月1日組合員資格取得の場合

4月1日組合員資格取得



	4月分	5月分
短期掛金	○	○
介護掛金	×	×

- ・組合員で10月2日が40歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格取得日＝10月1日

10月1日介護保険第2号被保険者資格取得日



10月2日（40歳誕生日）



	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	×	×	○	○

→10月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・組合員で10月1日が40歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格取得日＝9月30日

9月30日介護保険第2号被保険者資格取得日



10月1日（40歳誕生日）



	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○
介護掛金	×	○	○	○

→9月分から介護掛金の徴収対象月となる

- ・組合員で10月1日が65歳の誕生日である人の場合

→介護保険第2号被保険者資格喪失日＝9月30日

//
(※介護保険第1号被保険者資格取得日＝9月30日)
9月30日介護保険第2号被保険者資格喪失日

↓ 10月1日 (65歳誕生日)



	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
短期掛金	○	○	○	○	○	○
介護掛金	○	○	○	×	×	×

8月分までが介護掛金の ←
対象月となる

- ・介護保険第2号被保険者の組合員で3月31日退職の場合

3月31日退職



	2月分	3月分	4月分
短期掛金	○	○	×
介護掛金	○	○	×

3月分までが介護掛金の ←
対象月となる

(4) 出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金の免除

広島支部に申出を行うことにより、産前産後休業及び育児休業中の掛金（保険料）が免除されます。申出の手続きについては、「§ 5」の2掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き」を参照してください。

【掛金・負担金の免除区分】

○…免除、×…免除対象外

				組合員負担	事業主負担	地方公共団体負担
共 済	短期給付に 要する費用	短 期 給 付		○	○	—
		福 祉 事 業		○	○	—
		介 護 保 険		○	○	—
		育児・介護休業公的負担		—	—	×
組 合	長期給付に 要する費用 (※)	長期給付	基 礎 年 金	○	○	×
			厚 生 年 金 保 険	○	○	—
			退 職 等 年 金	○	○	—
		公務による障害・遺族年金		—	×	—

(※) 短期組合員を除く。短期組合員（70歳以上の者を除く）は、日本年金機構への届出が別に必要。

ア 産前産後休業中の組合員

- ・産前産後休業期間

出産日（出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から、出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間。

妊娠4か月以上（85日以上）であれば、産前休業前に出産（流産・死産含む）した場合も、

出産日後56日までの産後休業期間が対象となります。

★条例等により産前56日（8週間）の産前休暇が付与されている等、上記期間より長い産前産後休暇を取得した場合でも、掛金免除の対象となる期間は上記の期間となります。

・ 掛金免除期間

産前産後休業の開始日の属する月から、終了日の翌日の属する月の前月まで

イ 育児休業中の組合員

・ 育児休業期間

育児休業等の開始日から終了日までの期間

連続する2以上の育児休業等を取得する場合、1の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に就業日がないときは、その全部を1つの育児休業期間とみなします。休業期間の日数計算は、それぞれの育児休業等の日数を合算した日数を使用します。

例) 6/5～7/10・7/11～7/29まで育児休業等を取得した場合

⇒育児休業期間を6/5～7/29とみなします。

・ 掛金免除期間（毎月の給与と期末手当等で要件が異なる。期末手当等の要件は6（2））

① 育児休業等の開始日と終了日の翌日（復帰日）の月が異なる場合

＝月の末日を含んで育児休業等を取得する場合

育児休業開始日の属する月から、終了日の翌日（復帰日）の属する月の前月まで

② 育児休業等の開始日と終了日の翌日（復帰日）の月が同一の場合

育児休業開始日から終了日までの期間が14日以上（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の場合に限り、育児休業を取得した月

育児休業 開始日	育児休業 終了日	終了日の 翌日（復帰日）	日数	掛金免除判定
				月額(例月掛金)
R5. 6. 29	R5. 6. 29	R5. 6. 30	1日	免除なし
R5. 6. 30	R5. 6. 30	R5. 7. 1	1日	<u>免除（6月）</u>
R5. 6. 1	R5. 6. 13	R5. 6. 14	13日	免除なし
R5. 6. 1	R5. 6. 14	R5. 6. 15	14日	<u>免除（6月）</u>

※ 「14日以上」の要件は、育児休業等の開始日と終了日の翌日が同一月内の場合のみ適用。

例) 5/5～6/20まで育児休業等を取得した場合

⇒5月は掛金免除となるが、最終月の6月は育児休業日数が14日以上であっても、免除の対象外。

※ 免除期間は最長で、育児休業等に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで

【出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金免除の具体例】（全て単胎妊娠の場合）

(1) 出産予定日に出産した場合

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間) 出産予定日・出産日：9月22日

産前休暇 開始日	掛金等 免除開始日	出産予定日 出産日	産後休暇終了日(11/17) 育児休業開始日
7/29 (8/1)	8/12	9/22	(11/1) 11/18
← 産前休暇(56日)		← 産後休暇(56日)	← 育児休業
(掛金等免除と ならない産休)	← 42日	← 56日	←
勤務	条例上の産前産後休暇		育児休業
掛金等徴収	掛金等免除（産前産後休業）		掛金等免除(育休)

○掛金（保険料）の免除期間

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/17)の翌日の属する月の前月）

育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/18)の属する月）～

(2) 出産予定日より遅く出産した場合

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間) 出産予定日：9月22日 出産日：10月5日

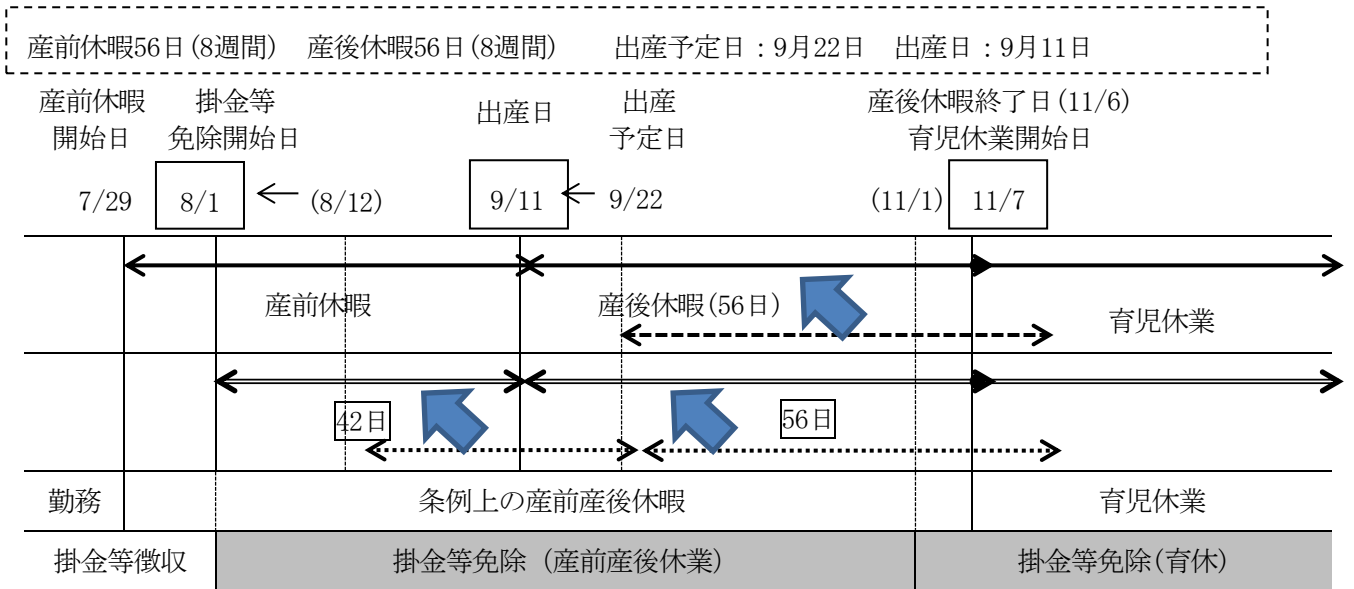
産前休暇 開始日	掛金等 免除開始日	出産予定日	出産日	産後休暇終了日(11/30) 育児休業開始日
7/29 (8/1)	8/12	9/22	10/5	12/1
← 産前休暇(56日)		← +α	← 産後休暇(56日)	← 育児休業
(掛金等免除と ならない産休)	← 42日	← +α	← 56日	←
勤務	条例上の産前産後休暇			育児休業
掛金等徴収	掛金等免除（産前産後休業）			掛金等免除(育休)

○掛金（保険料）の免除期間

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月）～11月（産前産後休業が終了する日(11/30)の翌日の属する月の前月）

育児休業：12月（育児休業を開始した日(12/1)の属する月）～

(3) 出産予定日より早く出産した場合（その1）

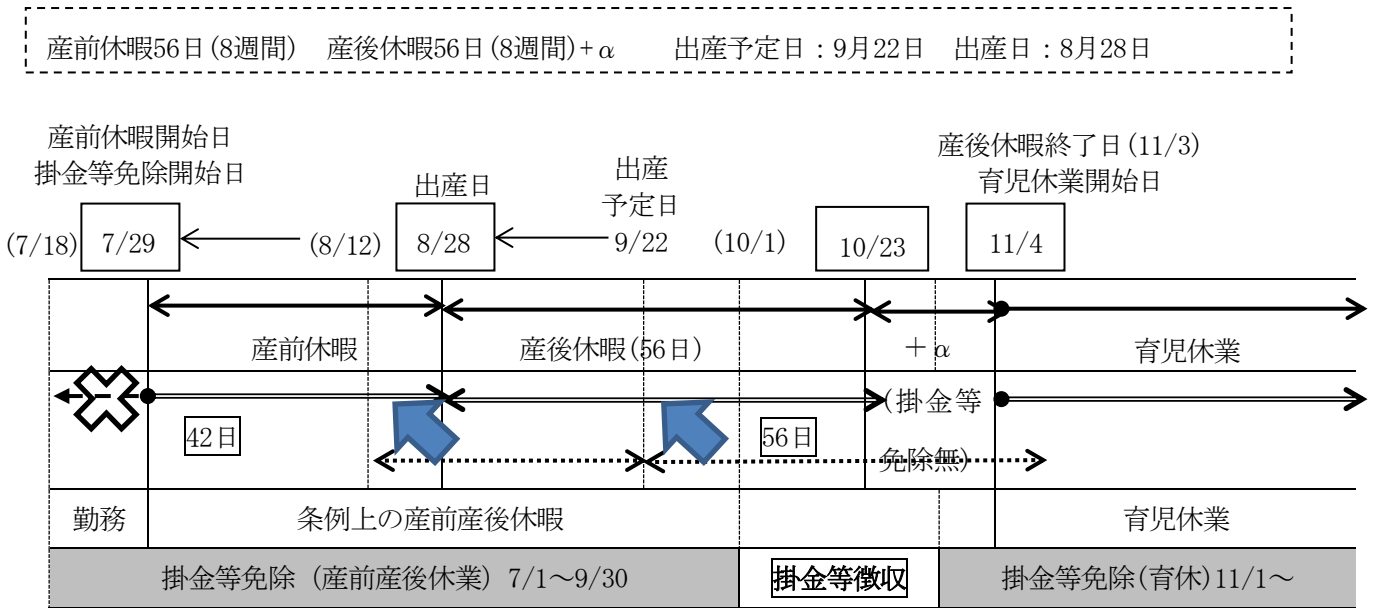


○掛金（保険料）の免除期間

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/1)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/6)の翌日の属する月の前月）

育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/7)の属する月）～

(4) 出産予定日より早く出産した場合（その2）



○ 「出産日以前42日」は7/18だが、掛金等免除開始日は、妊娠または出産を理由として休業を開始した日(7/29)となる。

○ 産後休業に係る掛金等免除期間は出産日後56日までであり、産後休暇終了日まで延長されない。

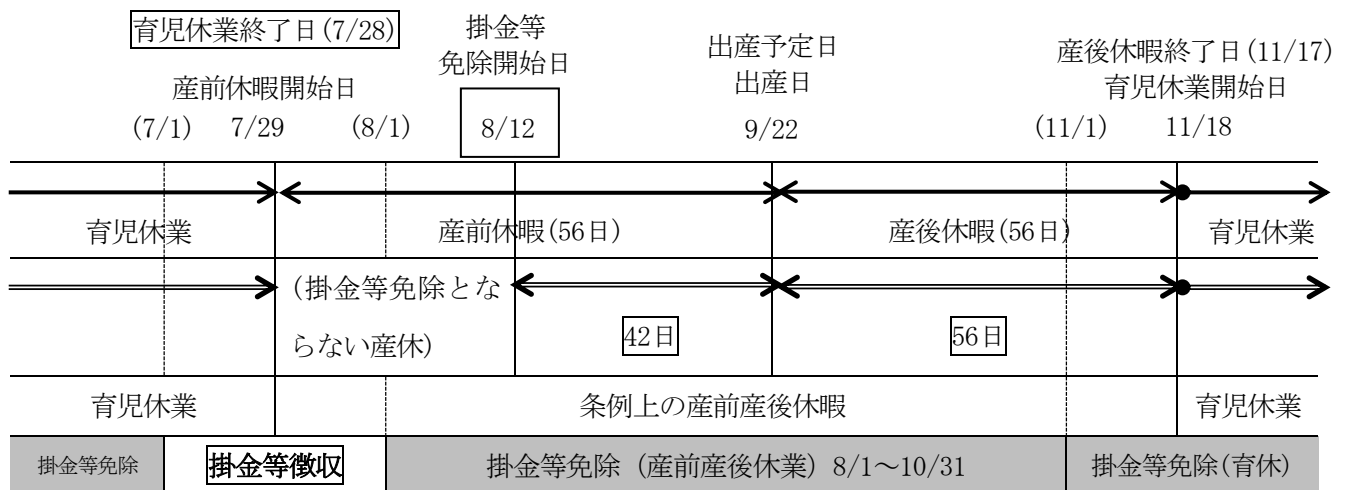
○掛金（保険料）の免除期間

産前産後休業：7月（産前産後休業を開始した日(7/29)の属する月）～9月（産前産後休業が終了する日(10/23)の翌日の属する月の前月）

育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/4)の属する月）～ **※10月は掛金等が徴収される。**

(5) 育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合（出産予定日どおり出産）

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月22日



○掛金（保険料）の免除期間

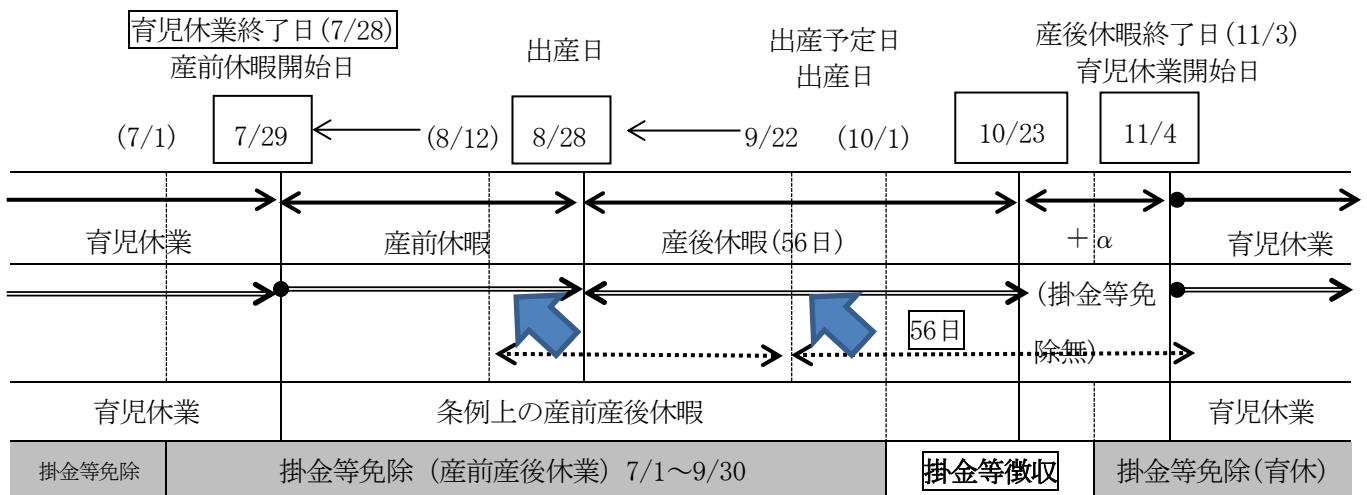
先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/28)の翌日の属する月の前月）

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/12)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/17)の翌日の属する月の前月） **※7月は掛金等が徴収される。**

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/18)の属する月）～

(6) 育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合（出産予定日より早く出産）

産前休暇56日(8週間) 産後休暇56日(8週間)+α
後の子の出産予定日：9月22日 出産日：8月28日



○掛金（保険料）の免除期間

先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/28)の翌日の属する月の前月）

産前産後休業：7月（産前産後休業を開始した日(7/29)の属する月）～9月（産前産後休業が終了する日(10/23)の翌日の属する月の前月）

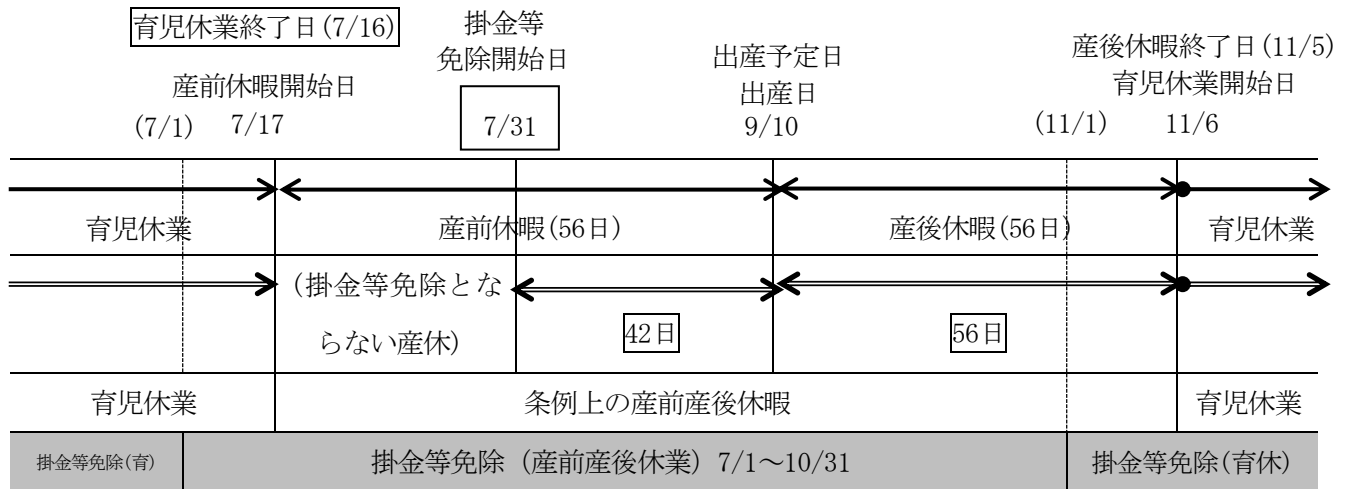
後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/4)の属する月）～ **※10月は掛金等が徴収される。**

★ どのようなときに、掛金等が免除とならない月が発生するのか？

⇒ 掛金等免除にならない産休期間が、月をまたぐとき又は月の末日までであるときに発生する。

(7) 育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合（掛金等免除にならない産休期間が月をまたがないとき）

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月10日 の場合
 …掛金等免除にならない産休期間が月をまたがないので、掛金等が免除とならない月は発生しない。



○掛金（保険料）の免除期間

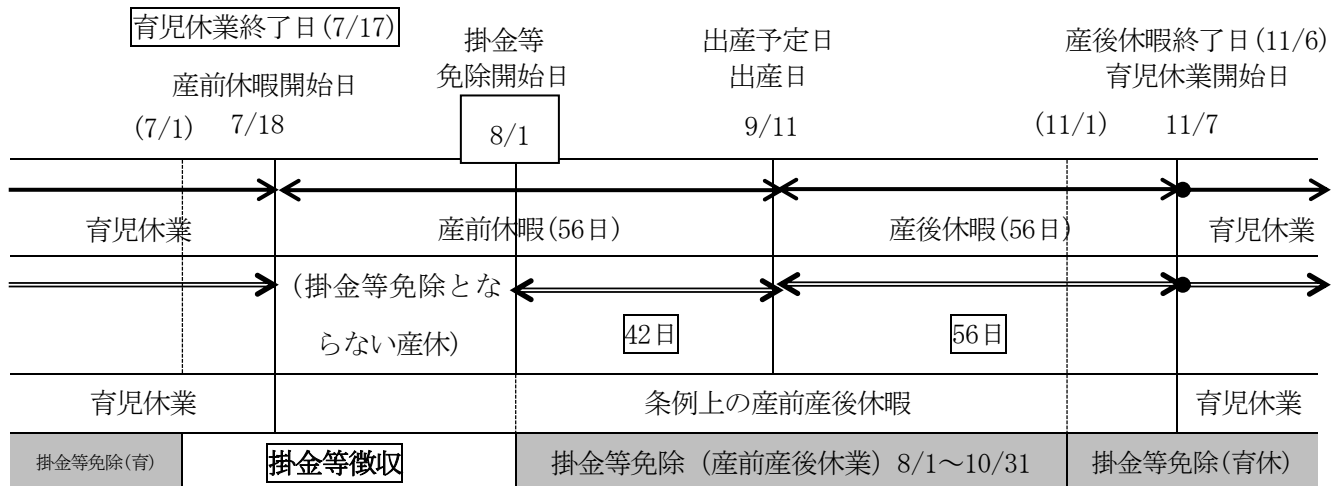
先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/16)の翌日の属する月の前月）

産前産後休業：7月（産前産後休業を開始した日(7/31)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/5)の翌日の属する月の前月）

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/6)の属する月）～

(8) 育児休業から引き続き産前産後休暇を取得する場合（掛金等免除にならない産休期間が月をまたぐとき）

産前休暇56日(8週間)産後休暇56日(8週間) 後の子の出産予定日・出産日：9月11日 の場合
 …掛金等免除にならない産休期間が月の末日までであるので、掛金等が免除とならない月が発生する。



○掛金（保険料）の免除期間

先の子の育児休業：～6月（育児休業が終了する日(7/17)の翌日の属する月の前月）

産前産後休業：8月（産前産後休業を開始した日(8/1)の属する月）～10月（産前産後休業が終了する日(11/6)の翌日の属する月の前月） **※7月は掛金等が徴収される。**

後の子の育児休業：11月（育児休業を開始した日(11/7)の属する月）～

5 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の算定

組合員が、期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を受けた月に係る標準期末手当等の額を基準に算定します。標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、変更された標準報酬月額を基準に算定し、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。

6 期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金の徴収

(1) 掛金（保険料）・負担金の徴収期間

毎月の給与と同様、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの期間（注）について徴収します。したがって、組合員資格を喪失した月以後に期末手当等が支給された場合は、掛金（保険料）・負担金は徴収しません。（ただし、退職前に支給された期末手当等に係る標準期末手当等の額が遡って変更された場合は、退職後であっても、掛金（保険料）・負担金の精算を行います。）

(注) ただし、期末手当等支給月に任用形態の変更や異動等があった場合には、例月分とは取扱いが異なりますので § 5-016【別紙】を参照してください。

(2) 出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金の免除

毎月の給与から控除される掛金免除同様に、期末手当等から控除される掛金（保険料）・負担金についても、出産・育児休業に伴う免除制度があります。

免除の対象となる掛金や申出の手続き等は、毎月の給与に係る掛金免除と同様ですが、育児休業の掛金免除要件のみ異なっています。

育児休業に伴う期末手当等に係る掛金免除は、次の①及び②のいずれも満たしている場合です。

- ① 期末手当等の支給日の属する月の末日に、育児休業等の免除期間中であること。
- ② 育児休業等の取得期間が1月を超えていること。

育児休業開始日	育児休業終了日	日数	12月期末手当等掛金免除判定
R4. 11. 1	R4. 12. 15	1か月15日	上記①を満たしておらず免除なし
R4. 12. 1	R4. 12. 31	1か月	上記②を満たしておらず免除なし
R4. 12. 2	R5. 1. 1	1か月	上記②を満たしておらず免除なし
R4. 12. 1	R5. 1. 1	1か月1日	<u>免除（12月期末掛金）</u>

※「1月」の計算は、民法第143条（暦による期間の計算）の規定により行い、土日等の休日も含めます。

【育児休業等に係る掛金免除の具体例】（3月に期末手当等の支給がある機関の例）

育児休業 開始日	育児休業 終了日	終了日の 翌日	開始から 1月満了日	休業 期間	掛金免除判定	
					月額 (例月給与)	期末手当等
R6. 2. 28	R6. 3. 31	R6. 4. 1	R6. 3. 27	1 か月 4 日	免除 (2、3月)	免除 (3月)
R6. 3. 1	R6. 3. 31	R6. 4. 1	R6. 3. 31	1 か月	免除 (3月)	<u>免除なし</u>
R6. 3. 31	R6. 4. 30	R6. 5. 1	R6. 4. 30	1 か月	免除 (3、4月)	<u>免除なし</u>
R6. 5. 20	R6. 6. 25	R6. 6. 26	R6. 6. 19	1 か月 6 日	免除 (5月)	免除なし
R6. 5. 30	R6. 6. 30	R6. 7. 1	R6. 6. 29	1 か月 1 日	免除 (5、6月)	免除 (6月)
R6. 5. 31	R6. 6. 30	R6. 7. 1	R6. 6. 30	1 か月	免除 (5、6月)	<u>免除なし</u>
R6. 6. 1	R6. 6. 30	R6. 7. 1	R6. 6. 30	1 か月	免除 (6月)	<u>免除なし</u>
R6. 6. 30	R6. 7. 31	R6. 8. 1	R6. 7. 29	1 か月 2 日	免除 (6、7月)	免除 (6月)
R6. 11. 20	R6. 12. 25	R6. 12. 26	R6. 12. 19	1 か月 6 日	免除 (11月)	免除なし
R6. 11. 30	R6. 12. 31	R7. 1. 1	R6. 12. 29	1 か月 2 日	免除 (11、12月)	免除 (12月)
R6. 12. 1	R6. 12. 31	R7. 1. 1	R6. 12. 31	1 か月	免除 (12月)	<u>免除なし</u>
R6. 12. 1	R7. 1. 1	R7. 1. 2	R6. 12. 31	1 か月 1 日	免除 (12月)	免除 (12月)
R6. 12. 31	R7. 1. 31	R7. 2. 1	R7. 1. 30	1 か月 1 日	免除 (12、1月)	免除 (12月)

【別紙】

期末手当等からの掛金（厚生年金保険料）・負担金の徴収について
 （期末手当等支給月に任用形態の変更又は異動があった場合）

1 期末手当等支給月に任用形態の変更があった場合（資格が引き続く場合を含む）

（1）期末手当等基準日・支給日に共に組合員で、月末まで資格を保有する場合

期末手当等支給日（以下「支給日」という。）が、地方公務員等共済組合法第40条第1項に規定する「組合員期間」（組合員の資格を取得する日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間）に含まれており、かつ、期末手当等基準日（以下「基準日」という。）に組合員である場合は、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となります。（「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

【例1】 臨時的任用職員（当共済組合員）⇒任期付職員（当共済組合員）

	5月	6月1日 (基準日)	6月2日 退職	6月3日 (資格喪失日)	6月20日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	組合員	組合員	組合員	非組合員	組合員	組合員
組合員期間	組合員期間	組合員期間(資格再取得日の属する月)				

支給日＝組合員期間 かつ 基準日＝組合員 ⇒ 掛金（保険料）・負担金の徴収対象

（2）基準日・支給日に共に組合員だが、月末まで資格を保有しない場合

月末まで組合員資格を保有しない場合、「組合員期間」は「資格を喪失した日の前月まで」になります。この場合、期末手当等支給月そのものが「組合員期間」に含まれませんので、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となりません。

【例2】 臨時的任用職員（当共済組合員）⇒支給日以降、同月内に退職

	11月	12月1日 (基準日)	12月10日 (支給日)	12月15日 退職	12月16日 (資格喪失日)	12月31日
資格	組合員	組合員	組合員	組合員	非組合員	非組合員
組合員期間	組合員期間	組合員期間でない(資格喪失日の属する月の前月までが組合員期間)				

支給日≠組合員期間 ⇒ 掛金（保険料）・負担金の徴収対象外

（3）基準日に組合員、支給日に非組合員で、月末まで資格を保有しない場合

支給日が「組合員期間」に含まれないため、基準日に組合員であっても、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となりません。

【例3】 臨時的任用職員（当共済組合員）⇒会計年度任用職員（非組合員）

	5月	6月1日 (基準日)	6月2日 退職	6月3日 (資格喪失日)	6月20日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	組合員	組合員	組合員	非組合員	非組合員	非組合員
組合員期間	組合員期間	組合員期間でない(資格喪失日の属する月の前月までが組合員期間)				

支給日≠組合員期間 ⇒ 掛金（保険料）・負担金の徴収対象外

(4) 基準日に組合員、支給日に非組合員だが、月末までに組合員資格を再取得し、月末まで資格を保有する場合

支給日が「組合員期間」となり（支給日が「組合員期間」に含まれる）、かつ、基準日に組合員であるため、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となります。（「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

【例4】 臨時的任用職員（当共済組合員）⇒退職⇒同月中に任期付職員（当共済組合員）

	3月1日 (基準日)	3月10日 退職	3月11日 (資格喪失日)	3月15日 (支給日)	3月20日 再就職	3月31日
資格	組合員	組合員	非組合員	非組合員	組合員	組合員
組合員期間	組合員期間			組合員期間		

支給日＝組合員期間 かつ 基準日＝組合員 ⇒ 掛金（保険料）・負担金の徴収対象

(5) 基準日に非組合員、支給日に組合員で、月末まで資格を保有する場合で、期末手当が支給される場合

支給日は「組合員期間」に含まれていますが、基準日に組合員でない場合は、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となりません。（例5-1）

ただし、基準日前1か月以内に退職した際に組合員であり、給与支給機関の条例等により期末手当等が支給される場合で、支給日までに再就職して再度資格を取得した場合は、退職日＝基準日として考え、退職日に組合員であるため、掛金（保険料）・負担金の徴収対象となります。（例5-2、「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

【例5-1】 会計年度任用職員（非組合員）⇒任期付職員（当共済組合員）

	5月	6月1日 (基準日)	6月2日 退職	6月3日 (資格喪失日)	6月20日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	非組合員	非組合員	非組合員	非組合員	組合員	組合員
組合員期間	組合員期間			組合員期間		

支給日＝組合員期間 だが 基準日≠組合員 ⇒ 掛金（保険料）・負担金の徴収対象外

【例5-2】 任期付職員（当共済組合員）で基準日前1か月以内に退職⇒基準日から支給日までの間に再度任用され任期付職員（当共済組合員）

	5月20日 (退職日)※	5月21日 (資格喪失日)	6月1日 (基準日)※		6月20日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	組合員	非組合員	非組合員		組合員	組合員
※退職日現在の給料月額等を期末手当等基礎額として期末手当等を支給						
組合員期間	組合員期間でない(資格喪失日の属する月の前日まで)			組合員期間		

支給日＝組合員期間 で 基準日≠組合員 だが、退職日現在の給料月額等が期末手当等の基礎額となっているため、退職日＝基準日とみなし、退職日＝組合員 であれば、掛金（保険料）・負担金の徴収対象

(6) 期末手当等の支給月に組合員種別の変更がある場合（一般組合員⇄短期組合員）

期末手当等の支給月に一般組合員から短期組合員になる場合、又は短期組合員から一般組合員になる場合は、いずれも短期（福祉含む）・介護掛金負担金のみ徴収し、年金に係る共済組合の厚生年金保険料、退職等年金掛金負担金及び経過的長期負担金は徴収しません。

2 期末手当等支給月に、給与支給機関又は共済組合間の異動がある場合

(1) 給与支給機関を異動する場合（同一の共済組合内）

基準日に属する給与支給機関が、共済組合に掛金・負担金を払い込みます。（「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

	11月	12月1日 (基準日)	12月10日 (支給日)	12月15日 退職	12月16日 (資格喪失日)	12月17日 再就職
給与支給機関	A					B
資格	学校共済	学校共済	学校共済	学校共済	非組合員	学校共済
組合員期間	学校共済					
		給与支給機関 A				給与支給機関 B
掛金・負担金(短期・福祉・介護)		○				×
掛金・負担金(退職等年金)		○				×
保険料・負担金(厚年・経過的長期)		○				×
標準期末手当等基礎届提出		○				×

(2) 基準日と支給日の間に、他の地方公務員共済組合に異動する場合

基準日に属する給与支給機関が、基準日に属する共済組合に掛金・負担金を払い込みます。（「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

	5月	6月1日 (基準日)	6月15日 退職 (他共済へ異動)	6月16日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	学校共済	学校共済	学校共済	他共済	他共済
組合員期間	学校共済	他共済(資格再取得日の属する月)			
		基準日に資格 →		○(当共済)	
		支給日に組合員期間 →		○(他共済)	
		学校共済		他共済	
掛金・負担金(短期・福祉・介護)		○		×	
掛金・負担金(退職等年金)		○		×	
保険料・負担金(厚年・経過的長期)		○		×	
標準期末手当等基礎届提出		○		×	

(3) 基準日と支給日の間に、国家公務員共済組合に異動する場合

組合員が退職し、引き続き国家公務員共済組合員になった場合は、地方公務員等共済組合法第143条第1項に基づき、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかったものとみなされます。

このため、長期給付に係る掛金・負担金（厚生年金保険料・負担金、退職等年金掛金・負担金、経過の長期負担金）は、基準日に属する給与支給機関が、基準日に属する共済組合に掛金・負担金を払い込みますが、その他の掛金・負担金（短期・福祉・介護）については、月中途中で退職した扱いとなり、徴収対象外になります。

（短期分を除き、「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

	5月	6月1日 (基準日)	6月15日 退職 (他共済へ異動)	6月16日 再就職	6月30日 (支給日)
資格	学校共済	学校共済	学校共済	他共済(国)	他共済(国)
組合員期間	学校共済	他共済(国)(資格再取得日の属する月)			
		基準日に資格 →		○(当共済)	
		支給日に組合員期間 →		○(他共済(国))※長期給付のみ	
		学校共済		他共済	
掛金・負担金(短期・福祉・介護)		×		×	
掛金・負担金(退職等年金)		○		×	
保険料・負担金(厚年・経過の長期)		○		×	
標準期末手当等基礎届提出		○(厚年・退職等)		×	

(4) 支給日以後、同月中に他の地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合に異動がある場合

基準日に属する給与支給機関が、基準日に属する共済組合に掛金・負担金を払い込みます。（「標準期末手当等の額算定基礎届」の提出も必要です。）

	2月	3月1日 (基準日)	3月15日 (支給日)	3月30日 退職 (他共済へ異動)	3月31日 再就職	
資格	学校共済				他共済(国含む)	3/31 学校共済資格喪失 同日 他共済資格取得
組合員期間	学校共済	他共済(資格再取得日の属する月)				
		基準日に資格 →		○(当共済)		
		支給日に組合員期間 →		○(他共済)		
		学校共済		他共済		
掛金・負担金(短期・福祉・介護)		○		×		
掛金・負担金(退職等年金)		○		×		
保険料・負担金(厚年・経過の長期)		○		×		
標準期末手当等基礎届提出		○		×		

7 掛金（保険料）・負担金の納付

(1) 掛金（厚生年金保険料の組合員負担分を含む）

任意継続組合員以外の組合員については、給与支給機関が、組合員に支給する給与から控除し、組合員に代わって、広島支部に納付することになっています。

ただし、給与支給機関が給与から控除できない場合（無給休職者等）については、組合員が直接広島支部に納付する必要があります。広島支部から組合員に振込依頼書を送付しますので、その月の末日までに指定の口座に納付してください。振込手数料は本人負担となります。ATM・インターネットバンキングでの振込みの際は、必ず「組合員本人名義」で振込を行ってください。

【臨時的任用職員の取扱い】

共済組合の資格を取得した臨時的任用職員のうち、組合員期間が1か月以上ある人については給与から控除されますが、1か月未満の人については給与から控除されませんので、組合員が、広島支部から送付する振込依頼書により、その月の末日までに納付することになります。

【任意継続組合員の取扱い】

任意継続掛金及び介護掛金を、組合員自身が広島支部に納付する必要があります。「任意継続組合員申出書」で選択した方法により、期限までに広島支部に納付してください。

（「[§ 14](#)」の4の（1）退職後に加入する医療保険制度」を参照してください。）

(2) 負担金（厚生年金保険料の事業主負担分、基礎年金公的負担、公務等給付負担金を含む）は 給与支給機関が、広島支部の指定する口座に納付します。

《県互助組合》

県互助組合の諸事業に要する費用は、組合員の掛金及びこれから生じる利息収益等で賄われています。

1 掛 金

(1) 掛金の額等（[互](#)組合員規則第11条）

組合員は、次の掛金を毎月納入しなければなりません。

掛金の算定基準は、給料の月額（教職調整額・給料の調整額を含む。）または標準報酬月額です。

※掛金率等については、互助組合ホームページに掲載しています。

- ア 事業掛金
- イ 被扶養者掛金
- ウ 生涯福祉掛金

エ 退職医療掛金

ただし、次に掲げる期間の属する月の掛金については納入しないことができます。

- (ア) 育児休業の期間
- (イ) 休職の期間のうち、有給の期間を除いた期間
- (ウ) 介護休暇のため給与の減額を受けた期間
- (エ) 在外教育施設派遣教員に同行する配偶者である教員の給与が支給されない期間
- (オ) 産前産後休業取得により免除を申し出た期間（共済組合と同様）

(2) 掛金の納入方法（互組合員規則第12条）

掛金は、組合員の給与支給機関が組合員の給料その他の給与から控除して、これを組合員に代わって県互助組合へ払い込みます。

(3) 掛金を納入すべき期間

県互助組合に加入した日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月までとします。

(4) 社会保険料控除対象額

互助組合ホームページに掲載しています。

§ 5の2 掛金（保険料）・負担金の免除に係る手続き

《共済組合》

1 出産・育児休業に伴う掛金（保険料）・負担金の免除の手続き

下表のとおりとなります。いずれも、組合員が記入し、所属所の確認を受けて、添付書類（原本証明不要）とともに提出してください。様式及び記入例は、様式集を参照してください。

事由	提出書類名	添付書類
産前産後休暇を取得することが決まったとき	①「産前産後休業掛金免除申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及びその期間がわかる書類 （特別休暇届・休暇簿の写し等） イ 子の出産予定日を証明する書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）（注3）
出産予定日と出産日が異なったとき	②「産前産後休業掛金免除変更申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間がわかる書類 （出産報告書、出産届、休暇簿の写し等） イ 子の出産日を証明する書類（母子手帳の写し、出生届受理証明書等）（注3）
やむを得ず、出産後に初めて産前産後休業の掛金免除の申出をするとき	③「産前産後休業掛金免除申出書」（注1）	ア 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間がわかる書類 （出産報告書、出産届、休暇簿の写し等） イ 子の出産予定日を証明する書類（母子手帳の写し、妊娠証明書等）（注3） ウ 子の出産日を証明する書類（母子手帳の写し、出生届受理証明書等）（注3）
育児休業を取得するとき	④「育児休業等掛金免除申出書」	育児休業の期間を証明する書類 （育児休業辞令の写し等）
育児休業の終了日を変更するとき	⑤「育児休業等掛金免除変更申出書」（注2）	育児休業の期間の変更を証明する書類 （育児休業延長や職務復帰の辞令の写し等）

（注1） 出産予定日に基づくもので、出産前に①を提出し、出産日が確定した段階で、出産後に②を提出してください。（原則、出産予定日と出産日が同日の場合は②の提出は不要ですが、出産前に産後期間を証明する書類を添付できない場合は、②の提出が必要。）
やむを得ず出産後に初めて申出をする場合は、③を速やかに提出してください。

（注2） 当該子が3歳に達する日までに育児休業期間を短縮又は延長した場合に⑤を提出する。
先の子の育児休業から引き続き、後の子の産前産後休暇を取得する場合は提出不要。

（注3） 多胎の場合は人数の証明も必要。（母子手帳や出生届受理証明書は人数分の写しが必要）

2 介護掛金・負担金の免除に係る手続き

40歳以上65歳未満の組合員及び被扶養者は介護保険第2号被保険者となっていますが、下表の喪失事由に該当するときは、介護保険第2号被保険者の資格を喪失し、介護掛金・負担金が免除になります。

また、喪失事由に該当したのち、下表の資格取得事由に該当した場合は、再び介護保険第2号被保険者となるため、介護掛金・負担金を徴収するようになります。

喪失又は取得事由に該当する場合には、下表の書類を添付書類とともに提出してください。様式及び記入例については、様式集を参照してください。

区分	事由	提出書類名	添付書類
喪失	国内に住所を有しなくなったとき (例：海外日本人学校への派遣、 配偶者同行休業等)	「介護保険第2号被保 険者資格喪失届書」	国外へ転出の届日が記載され た住民票（除票）の写し
	障害者支援施設等に入所したとき		障害者支援施設等への入所日 が記載された施設の発行した 証明書等の写し
取得	国内に住所を有するに至ったとき	「介護保険第2号被保 険者資格取得届書」	国内へ転入の届日が記載され た住民票の写し
	障害者支援施設等を退所したとき		障害者支援施設等からの退所 日が記載された施設の発行し た証明書等の写し

§ 5 の 3 外国に派遣される時、配偶者同行休業、自己啓発休業、大学院修学休業 を取得するときの掛金に係る手続

《共済組合》

1 外国に派遣される教職員(在外派遣教職員)となる組合員の掛金について

在外派遣教職員は、派遣中も給料が支給されます。給与支給機関が給料及び期末手当から掛金を控除します。

ただし、40歳から65歳未満の組合員については、国内に住所を有しなくなり介護保険第2号被保険者に該当しなくなるので、その旨の届出が必要です。

§ 5 の 2 掛金(保険料)・負担金の免除に係る手続 2 介護掛金・負担金の免除に係る手続 (§ 5-021) を参考に「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」の提出をしてください。

また、派遣期間中に40歳以上となる組合員についても、同様に提出をしてください。

帰国し、国内に住所を有するようになった場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得届書」の提出をしてください。

2 配偶者同行休業中・自己啓発休業中(海外在住)の組合員の掛金について

配偶者同行休業中・自己啓発休業中は給料が支給されません。このため、組合員は直接共済組合に掛金を納付する必要があります。

納付方法・払込方法については、出国される前までにあらかじめ共済組合に申し出る必要があります。「海外長期渡航組合員(無給休職)掛金納付方法申出書(様式集 § 5-011)」の提出をお願いします。

納付方法は以下の2つの方法があります。**振込手数料は本人負担となりますのであらかじめ御了承ください。**

(1) 組合員の指定する国内の住所(実家等)に送付された納付書を用いて納付する。

あらかじめ、共済組合に納付書の送付先の連絡が必要になります。

(2) 組合員がインターネットバンキングを使用して指定された口座へ入金する。

① 組合員は所属所の事務担当者と連絡が取れるメールアドレスを準備する。

② 事務担当者は事前に共済組合に所属担当者のメールアドレスを連絡してください。

③ 共済組合から請求通知を所属所担当者宛てにメールで送付しますので、メールを転送してください。

払込方法は、毎月払い、年二回払い、年一回払いがあります。保険料率が毎年変更となるため、単年度内での支払いとなります。

40歳から65歳未満の組合員については、国内に住所を有しなくなり介護保険第2号被保険者に該当しなくなるので、その旨の届出が必要です。

§ 5 の 2 の 2 介護掛金・負担金の免除に係る手続 (§ 5-022) を参考に「介護保険第2号

被保険者資格喪失届書」の提出をしてください。

また、休業期間中に40歳以上となることが見込まれる組合員についても、同様に提出をしてください。

帰国し、国内に住所を有するようになった場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得届書」の提出をしてください。

(参考) 自己啓発休業中に独立行政法人国際協力機構 (J I C A) の実施する海外協力隊に参加される方に係る現職参加促進費について

現職参加促進費については、事業参加期間中の協力隊員に係る社会保険の事業主負担分及び同保険の本人負担分、その他管理的経費等の見合いとして、職員の任用先に実績払いで定額支給されるものとなります。共済組合は関与していません。

したがって、各掛金・保険料については組合員から共済組合に直接納付することが必要です。現職参加促進費については、任用先 (所属所・各教育委員会) に御確認ください。

3 自己啓発休業中(国内)・大学院修学休業中の組合員の掛金について

自己啓発休業中・大学院修学休業中は給料が支給されません。このため、組合員は直接共済組合に掛金を納付する必要があります。

納付方法・払込方法については、休業を取得するまでにあらかじめ共済組合に申し出る必要があります。「海外長期渡航組合員 (無給休職) 掛金納付方法申出書 (様式集 § 5-011) 」の提出をお願いします。

様式「海外長期渡航組合員 (無給休職) 掛金納付方法申出書」のうち海外渡航に係る「2休業情報」中の「国名」、「渡航予定日」については空欄で御提出ください。